



いつもお世話になっております。今月号の事務所だよりをお届けしますので、ご査収下さいますようお願い申し上げます。

10月から「子ども手当」支給額変更(来年4月から廃止の方向)について

「子ども手当は平成23年9月まで引き続き支給」とされていましたが、与野党で協議したところ10月以降の「子ども手当」についての見直しが、合意されました。

合意内容は、来年(平成24年)3月31日までは子ども手当の支給額が変更。その後(平成24年4月1日以降)は児童手当が復活・拡充されるというものでした。

尚、国会において法案が審議されますが、その状況によっては内容が変更されることもあります。

子ども手当見直し(案)のポイント

1. 平成23年10月以降の支給額が変更されます

平成23年10月から平成24年3月まで

支給額は以下のとおりです

- ・ 0歳～3歳未満 月額 1万5千円
- ・ 3歳～小学生の第3子以降 月額 1万5千円
- ・ 3歳～小学生の第1子・第2子 月額 1万円
- ・ 中学生 月額 1万円

平成24年以降

子ども手当が廃止され、児童手当が復活・拡充されます

2. 平成24年4月から所得制限(年収960万円程度)が適用されます

対象は、夫婦と児童2人世帯で税引き前の年収960万円程度(共働きの場合、年収の高い方で判断)を軸に調整される見込みです

〔子ども手当の見直し(案)〕

